

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和5年8月25日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2300039号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2300010号

第1 結論

請求者のA事業所における共済組合員としての資格取得年月日を昭和53年4月1日、資格喪失年月日を昭和62年3月1日に訂正し、標準報酬月額については、昭和53年4月から昭和61年3月までを16万9,588円、同年4月から昭和62年2月までを17万円とすることが必要である。昭和53年4月1日から昭和62年3月1日までの期間については、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年4月1日から昭和62年3月1日まで

私は、昭和53年4月1日から昭和62年2月28日までA事業所に勤務していたので、B共済組合の加入記録がないことに納得できない。調査の上、B共済組合の加入記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者がC事業所から取り寄せた履歴カード(以下「履歴カード」という。)によると、請求者は、請求期間において共済組合員の身分を有する者としてA事業所に勤務していたことが確認できる。

一方、B共済組合員であった期間は、平成9年4月1日以降、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号)附則第5条の規定により、厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされることから、請求者の同共済組合員としての資格取得年月日を昭和53年4月1日、資格喪失年月日を昭和62年3月1日に訂正することが必要である。

なお、共済年金制度における昭和61年3月以前の標準報酬月額は、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第105号)附則第9条の規定に基づき計算することとされており、履歴カード及び日本年金機構の回答から、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、昭和53年4月から昭和61年3月までを16万9,588円、同年4月から昭和62年2月までを17万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2300045号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2300006号

第1 結論

平成2年*月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年*月から平成3年3月まで

私が大学生のときに、父から、20歳で国民年金に加入でき、任意でも必ず加入すべきなので、代わりに保険料を納めておくと言われた。請求期間の保険料について、毎月8,000円くらい納めてくれていたと思うが、国民年金に未加入の期間とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時は学生であり、父が国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれていた旨主張している。

しかしながら、請求者が所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日として、平成3年4月1日と記載されており、当該資格取得年月日はオンライン記録と一致している上、請求者及び請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)前後の被保険者に係る資格記録から、請求者の国民年金の加入手続は、平成3年4月頃に行われたものと推認できる。

また、請求者は、請求期間において学生であったと陳述していることから、請求期間は国民年金の任意加入の対象となるところ、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求期間当時、請求者に別の記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索の結果、請求者に別の記号番号が払い出された形跡はなく、請求期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することができない。

さらに、請求者自身は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、その加入手続及び保険料納付を行ったとする請求者の父は既に亡くなっていることから、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付の状況について不明である。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。